

平成28年度

中心市街地テナントミックス支援事業補助金 評価表 NO.

44

所管部課名	商工政策課		担当者	福山 勝広				
事務事業名	中心市街地活性化事業費							
根拠法令	中心市街地テナントミックス支援事業補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成28年度 予算額	20,543 千円	国県支出金 0 千円	一般財源 20,543 千円	その他 0 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	中心市街地の活性化（空店舗の解消）		借上げ件数30件		平成33年度			
成果指標②								
補助対象者	薩摩川内市観光物産協会							
補助対象経費	(タイプ1) 借り上げる空店舗の家賃、貸事務所等に係る初期投資経費、事務費 (タイプ2) 「食」を中心とした集合店舗の事業計画策定費又は施設整備費							
補助対象事業・活動の内容								
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は 補助率	(タイプ1) 借り上げる空店舗の家賃は月額3分の2（上限10万円） (タイプ2) 3分の2（上限200万円）							
上記項目の 積算方法	同上							
補助を受ける事業（団体）等の 経過3年間の決算状況	項目		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	8,148,326	100.0%	14,425,000	100.0%	16,784,502	100.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	8,148,326	100.0%	14,425,000	100.0%	16,784,502	100.0%
	支出	事業費	3,380,300	41.5%	9,056,367	62.8%	13,029,632	77.6%
		人件費	4,675,383	57.4%	4,827,013	33.5%	2,799,004	16.7%
		その他事務費	92,643	1.1%	541,620	3.8%	955,866	5.7%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	8,148,326	100.0%	14,425,000	100.0%	16,784,502	100.0%
支出計/前年度支出計				177.0%		116.4%		
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		1		1		1		
成果指標の推移①		11		15		22		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】平成25年度「現状のまま継続」経営指導についても、中心市街地テナントミックス支援事業の中で取組んでいただき、若い新規出店者が経営を継続していけるよう、商工会議所等と連携して進めてほしい。 【前回評価への回答】定期的な事業報告や観光物産協会の訪問調査、商工会議所の経営指導等により、事業の継続を図れるような体制をとっている。 【事業のPR方法】観光物産協会が実施しているテナントミックス支援事業のPRを、商工会議所や商工会、各種団体等、創業相談時等に実施。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	中心市街地への新規出店への補助は、街の活性化や創業支援となっており、中心市街地の新しい店ができ、街が賑わうことで、市全体の活性化へとつながる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	新たな店が出店することにより、中心市街地の活性化が図られ、市全体の活性化にもつながり、経済活動の促進に必要不可欠であり今後も必要である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	中心市街地の活性化は、市の重要施策でもあり、市が行うことが望ましい。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	昼間の営業を中心とした事業のみを補助対象とし、家賃月額に対し上限額を設けており、著しく妥当性を欠く水準ではない。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	家賃補助に関しては、補助期間を最大3年間としていること、補助額上限を月額10万円までとしていることから、永続的・固定的な補助とはならない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	中心市街地の活性化が図られる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	中心市街地は他地域と比較すると家賃相場が高いため、初期費用を支援することで安定した経営が図られる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象としている経費は、事業にかかる人件費と家賃補助に係る経費が主であり、妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	《上記方向の理由》 中心市街地の活性化は市の重要施策でもあり、今後も継続的は支援が必要である。		《今後の改革の方向性》 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》		《まとめ》

中心市街地テナントミックス支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる中心市街地テナントミックス支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業の要件)

第2条 本市の中心市街地管内において、定期借家権等を活用した空き店舗対策や「食」を中心とした集合店舗の事業計画策定又は設備整備を行うことで、中心市街地活性化に寄与するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次のとおりとする。

(1) タイプ1

ア 家賃補助額 補助率3分の2（限度額1店舗あたり10万円）

イ 貸事務所等に係る初期投資費用（予算の範囲内）

ウ 株式会社薩摩川内市観光物産協会の事務費（予算の範囲内）

(2) タイプ2

補助率3分の2（限度額200万円）

この場合において、100円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の補助対象経費は、次のとおりとする。

(1) タイプ1

ア 株式会社薩摩川内市観光物産協会が借り上げる空き店舗の家賃

イ 株式会社薩摩川内市観光物産協会が行う貸事務所等に係る初期投資費用

ウ 株式会社薩摩川内市観光物産協会の事務費

(2) タイプ2

「食」を中心とした集合店舗の事業計画策定費又は施設整備費

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、事業実施前1箇月以内とする。

(交付の基準)

第6条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でない
と認められる場合

(実績報告)

第7条 補助金の実績報告に係る規則第7条の市長が必要と認める書類は、次の
各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自
ら行った評価に関する書類

- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、事業の項
目及び内容並びにその実施による成果等を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、空き店舗対策等を通じ、中心市
街地の活性化を図るものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定
める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年10月1日から施行する。